

フランスにおける仮差押え（11）

堤 龍 弥

- 一 はじめに
- 二 改正の経緯（付録—改正法〔一九九一年法・一九九二年デクレ〕の抄訳）（以上、前号）
- 三 旧法下での取扱いの概要（本号）
- 四 フランス新仮差押え手続の概要
- 五 おわりに

III 旧法下での取扱いの概要

前章での民事執行手続改正の経緯を踏まえて、以下では、とくにわが国の仮差押えに相当すると思われる手続（保全措置 *mesures conservatoires*）に焦点を当てて記述してゆく」とにするが、まず、その改正の背景を詳しく探求する意味からも、旧法下におけるその手続の概要を述べておくことが必要かつ有益な」とであろうと思⁽¹²⁾う。

(1) 一九五五年法により改正される以前のフランス旧民事訴訟法は、複数の保全差押え〔①動産質差押え⁽¹³⁾

la saisie-gagerie (賃貸人のその賃貸家屋内にある賃借人所有動産に対する保全差押え—同八一九条～八二一条)、
 ②他所者差押え la saisie foraine (債権者の住所地に居住していない債務者の所持財産に対する保全差押え—
 同八二二条～八二五条)、③商事保全差押え la saisie conservatoire commerciale (同四一七条⁽¹⁴⁾) を規定して
 いたが、それらはいずれも、限られた領域でしか機能しなかつてゐた。すなわち、未だ一般的な保全差押え
 の制度が存在しなかつたのである。⁽¹⁵⁾この間隙を埋めたのが、一九四九年一月九日の法律により廃止されていた旧
 民訴法四八条～五七条 (かつては大勧解 la grande conciliation に関する規定に当てられていた) を「保全措
 置 Des mesures conservatoires」として新たに復活させた一九五五年一月一一日の法律で
 ある。⁽¹⁶⁾これにより、一般的な保全差押えの制度がフランスにおいてようやくにして創設されることとなつた
 (旧法四八条～五一一条) が、この新たな保全差押えに吸収されるに至つた商事保全差押えを除き、なお長年の実
 務慣行もやるゝことながらやはりその対象とする状況に巧く適合した制度であるとの理由からそれ以前の特別な保
 全差押えに関する規定も廃止されることなく併存することとなつた。いずれにしても、保全差押えは動産のみを
 その対象とするものであつたことに注意すべしである。⁽¹⁷⁾

それとの関係でいの旧法のまへ一つの特徴は、「保全措置 Des mesures conservatoires」の一種として、同
 じく保全目的を持つ保全担保 sûretés conservatoires としてみるべく、不動産および商業財産に対する保全登
 記 inscriptions conservatoires sur les immeubles et les fonds de commerce を創設したりとある (同
 五三三条～五五条)。

以下、順次、一般的なまゝ普通法上の保全差押え、特別の保全差押え、そして保全担保について、旧法トにお
 けるその取扱いを概観してゆくにゆる。

(1) 一般的ないし普通法上の保全差押え

(1) 定義 この手続は、債権者がまさにその債権の執行を保全するために（すなわち、債務者の支払不能に備えて）、債務者がその所有財産（動産）を処分し又はその財産的価値を減少させないよう、その対象たる動産を同直の手に置くことにより、それを処分不可能 indisponible とすることを目的としたものである。

(2) 要件 旧法四八条一項は、「①緊急の場合および②債権の取立てが危殆にあるとみえる場合 en cas d'urgence et si le recouvrement de la créance semble en péril」で、かつ「③その債権が大筋において理由があると思われる une créance paraissant fondée en son principe」(19)を債権者が立証するという要件のもとに、保全差押えを認めていた。

(3) 裁判官の許可 これららの要件が満たされているかどうかは、債権者の申請に基づく命令 ordonnance sur requête と云う形で、本案の裁判官により判断されなければならぬ」とされた（旧法四八条一項）。すなわち、この措置は、わが国と同様、執行名義を必要とせずかつその保全目的に鑑みて債務者の知らない間に発せられる」とから、債務者のためにこのような裁判官の事前許可にからしめたのである。(20)

管轄裁判官は、「債務者の住所地または被差押財産の所在地の大審裁判所長または小審（裁判所）裁判官」（同四八条一項。なお、新民訴法八一二条二項および同八五一条二項参照）であり、とくに後者は、その管轄に属する訴額三〇〇〇〇フランを越えない民事事件についてその権限を行使することができることになっていた（一九八五年四月一〇日デクレ四二二号により改正された司法組織法R.三二一条の一、同R.三二一条の四第一項四号参考照）。なお、すでに触れたように、旧法以前に存在していた旧民訴法四一七条のもとでは、被保全権利が商事上のものであるときは、商事裁判所長も保全差押えを許可する権限を有していたといふ、一九七五年一二月五日デ

クレ一一一〇号一八条により新たに起草されるに至った旧法五六条により、ようやくにして旧法のもとでも、同様の権限が明文化されることとなつた（新民訴法八七五条参照）。

(23)

この命令には、保全差押えが許される金額が記載される（旧法四八条二項）。それは、異議 opposition または上訴 appel にかかわらず（新民訴法四九六条。なお、同四九七条参照）、原本に基づいて執行されうる（旧法四八条四項）⁽²⁴⁾。この場合、その命令において、債権者に担保 caution を提供させる」とができる（同二項）。この命令には、無効の制裁のもとに、債権者が管轄裁判所に保全差押えを有効とする訴え action en validité de saisie conservatoire または本案の訴え demande au fond を提起しなければならない期間が定められる（同二項）⁽²⁵⁾。各裁判所長または小審裁判所裁判官は、事件が困難であるときは、レフエレを自己に申し立てる」とを認めただうえでなければ裁判する」とができない（同四項）⁽²⁶⁾。この命令は、遅くとも保全差押調書と共に、債務者に通達されなければならない（旧法五一一条一項二号）。なお、債務者は、後述する保全差押調書の送達から一ヶ月内に、被保全権利を担保するに十分な金額を裁判官により任命される係争物保管人のもとに供託することにより、保全差押えの取消し、（許容額の）減縮または（対象物件の）限定をレフエレの方法で申し立てることが許されていた（同五〇条一項）⁽²⁷⁾。

(4) 保全執行手続 保全差押えが債務者のもとにある動産に対してなされるとときは、債権者（およびその付託を受けた執行吏）は執行差押調書と同様、保全差押調書の方法により手続を行うこととされていた。⁽²⁸⁾すなわち、旧法五一一条二項は、一連の（動産の）執行差押え la saisie-exécution の規定、とくに門戸の開扉（旧民訴法五八七条）、被差押物件の表示（同五八八条）、保管機関（同五九六条以下）などに関する規定を保全差押えに準用していた。債務者に送達される調書には、債権者および債務者の氏名、職業および住所、差押えが実施される市

町村内における住所の選定、被差押財産の明確かつ詳細な表示が含まれなければならなかつた（旧法五一一条一項）。保全差押えが第三者のもとにある動産に対してなされるとときは、差止差押え（第三債務者に対する保全差押え）*la saisie arrêt*（一九五五年法により改正された旧民訴法五五七条以下）（債務者が有体動産の引渡請求権者である場合。債務者が金銭債権の名義人である場合もこれによる）または取戻差押え（物件保全差押え）*la saisie-revendication*（同八二一六条以下）（債務者が任意にその動産を手放しまたはそれを奪われた場合）の方式に従つてその手続が行われた（旧法五一一条）。

(5) 効果 支配的見解によれば、保全差押えは、被差押債務者に対し被差押物件の利用を禁じるものではないと解してきた。保全差押えの本質的な効果は、保全差押調書の債務者（および第三者）に対する送達のときから、被差押財産を処分不可能とするところにある。⁽²⁹⁾（新法九四条により廃止される前の、一九七二年七月五日法律六二六号により挿入された民法二〇九二一条の三第三項）。被差押財産を司直の手に置くことにより、その目的を達成することができる。とくに、それが商品であるような場合には債務者に与える苦痛は大きく、これが、間接的に債務者の任意弁済を促す効用があることは、わが国と同様である。しかし、保全差押えは、債権者に留置権を付与するものではない。

(6) 執行差押え *saisie exécutoire*への移行 債権者が保全的に差し押さえた財産に對して強制執行しようとするときには、二つの選択肢があつた。一つ目は、保全差押えを有効とする訴え *instance en validité*を提起する方法であり、これが認容された場合には、保全差押えは当然に執行差押えに転換され、その認容判決が執行名義となつた（旧法五一一条二項）。二つ目は、本案の訴え *inatance au fond*を提起する方法である。いずれの場合でも、保全命令に定められた期間内に訴えが提起されなければ、保全差押えが無効となることはすでに述べ

たとおりである（同四八条二項）。この期間は、除斥期間に類似した権利の行使そのものの期間であって、中断や伸長はありえないと解されている。前者の場合、その管轄裁判所は、被保全権利が三〇〇〇〇フランを越えない民事債権であるときは、小審裁判所（司法組織法R.三二一条の四第一項四号）、それ以外の場合には、大審裁判所である（一九八五年四月一〇日デクレ四二二号により改正された司法組織法R.三二一条の一第一項参照）。特別裁判所、たとえば商事裁判所は、たとえその保全差押えを許可した場合であっても、執行の段階に至るや無管轄になるものとされている（新民訴法八七七条）。土地管轄については、小審裁判所の場合には、差押地のそれ（司法組織法R.三二一条の二九第一項）、大審裁判所の場合には、それに関する特別な規定がないので、新民訴法四二一条により被差押債務者の住所地のそれ、とされているが、とくに後者については批判もあり、差押地の大審裁判所とする学説・裁判例も存した。⁽³¹⁾ 本案の訴えを提起する場合、その管轄裁判所は、その権利の種類・内容により定まる本案の管轄裁判所であり（土地管轄は、実際の管轄裁判所に適用される法規により決定される）、その判決の効果については、前者と同様に解されている。これら二つの訴えの選択に当たっては、（通常、執行名義を有していない債権者には）各専門の裁判所に提起できる後者の訴えの方が好ましいものと考えられていたようである。なお、いずれの場合においても、債権者は、呼出状を交付して、保全差押調書の写しを通達しなければならないものとされていた（旧法四九条）。

（三）特別の保全差押え

〔一〕 動産質差押え la saisie-gagerie

（1） 定義　この手続は、不動産の賃貸人に認められた予防措置であつて、⁽³²⁾ 賃料、小作料その他の賃貸借から生じるすべての債務の支払い（将来の強制執行）を担保するために、その賃借人により賃貸不動産に備え付けられ

かつ貸貸人の先取特権 *privilège* の対象となつてゐる動産⁽³³⁾を司直の手に置くことを目的とするものであつた。

(2) 要件 ①の差押債権者は、その保全差押え時に実際に貸貸人 *bailleur* の資格を有する者でなければならなかつた。通常は当該不動産の所有者であろうが、その用益權者 *usufruiter* または転貸人 *locataire principal* でもかまわず、また当該貸貸借は必ずしも書面による必要はなく口頭でもよぶと認められていた（旧民訴法八一九条一項参照）。

②被保全権利は、既に履行期の到来していゝ *echu* (*exigible*) ものでなければならず（旧民訴法八一九条一項⁽³⁵⁾）、また（その存在が）確実な *certaine* (すなわち、重大な異議のない) ものである」とが必要と解されていた。⁽³⁶⁾

③緊急性 *urgence* の要件は必ずしも要求されてしなかつたようである。⁽³⁷⁾

(3) 手続 原則として、この保全差押えは、支払催告書 *commandement* の債務者に対する事前の送達により開始されなければならなかつた（旧民訴法八一九条一項）。しかしながら、この方式は、事前に債務者に保全差押えの警告を与える」とから、かえつてその意図した実効性を損なう危険があり、債権者の利用を促すには至らなかつたようである。それに対し、実際に債権者が好んで利用した方法は、その申請 *requête*に基づいて小審裁判所裁判官の命令により与えられる許可 *permission* による手続であった（同上項）。これは、その原本に基づいて即時に執行される」とができたからである（新民訴法四九五条一項）。

いざれにせよ、その保全執行は、執行差押え *saisie-exécution* (または未収穫果実に対する特別な差押え *saisie-brandon*) の方式による」ととれていた。従つて、執行吏により動産質差押調書が作成され、また保管人が選任されねばならなかつたが、被差押債務者自身が保管人に選任される」とも認められていた（旧民

訴法八二一条)。

(4) 効果 先に述べた一般的な保全差押えのそれと同様、執達書の送達により、被差押動産を処分不可能とした。⁽³⁹⁾これにより、その本来の目的は達したというべきであり、その結果、賃借人がその債務を弁済すれば、その取消しが命じられた。

(5) 強制執行への移行 債権者が、保全的に差押えた動産に対して強制執行しようとするときは、被差押財産の所在地の小審裁判所に保全差押えを有効とする訴え instance en validité を提起し(旧民訴法八二四条、司法組織法R.三二一条の二、同R.三二一条の二六)、その認容判決を取得する必要があつた。

〔二〕 他所者差押え la saisie foraine

(1) 定義 この保全差押えも、非常に古い起源を持つものであるが⁽⁴¹⁾、債権者に対し、その住んでいる市町村内にありかつそこに住所も居所も有しない(その町に短期滞在中の)債務者に属する有体動産を、司直の手においてもらうことを認めたものである。とりわけ、この他所者差押えは、たとえばホテル経営者、納入業者、商人などにより、その宿泊客や外交員に対して、宿泊料や商品代金の回収のために、通常はその債務者の手荷物(モラには自動車や商品など)の上に行使されたようである。すなわち、この場合、債権者としては、その債務者が代金も払わずに債権者のための動産質の対象となつている携帯品を持ってその地を去ることを望んだのである。この特別な保全差押えのおかげで、債権者は、後でその住所地から遠く離れた場所にある債務者の財産上に差押えを実施しなければならなくなる負担および危険を事前に防止できたのである。しかしながら、実際に差押えを実施しなければならない負担および危険を事前に防止できたのである。しかしながら、実際には、交通の利便性の向上もさることながら、旧法により一般的な保全差押えが認められるようになつてからは、この他所者差押えもかつてのような実益がなくなりあまり利用されなくなつてきていたようである。⁽⁴²⁾

(2) 要件 ①前述したように、債権者は、被差押財産がある市町村 commune に住んでいる者でなければならぬの⁽⁴³⁾に対し、逆に債務者は、この他所者差押えが実施される市町村に住所または居所のない者がその対象となつた。⁽⁴⁴⁾

②被保全権利の発生原因・種類などは問わないが、動産質差押えと同様、それは、額が確定している必要はないが（この場合は、裁判上の許可に際して、管轄裁判官により仮に確定してもらつことになつていて）、その存在が確実でかつ既に履行期の到来した債権であることが必要であると解されていた。⁽⁴⁵⁾

③緊急性の要件はやはり要求されなかつたようである。⁽⁴⁶⁾

(3) 手続 その実効性を確保するために、事前の支払催告 commandement は不要であつたが、この債権者は一般に執行名義を有していなかつたがゆえに、申請に基づづく命令による裁判上の許可 permission が必要とされていて（旧民訴法八二二条、司法組織法 R.三二一一条の四第一項五号）。すなわち、裁判官が、この許可の裁判に際して、被保全権利の存在および額、ならびに前述したような法律により要求されている要件が満たされていいかどうかを審査したのである。管轄裁判所は、被保全権利が三〇〇〇〇フラン（一九八五年四月一〇日デクレ）を越えない場合は小審裁判所裁判官、それより上の場合は大審裁判所長であり、土地管轄については、対象たる財産の所在地の裁判官であると解されていた。⁽⁴⁷⁾

その保全執行は、やはり執行差押えの方式に従つて、執行吏により調書が作成され、保管人が選任された。なお、この場合、被差押財産が保全差押債権者の手中にあるときは、債権者が当然にその保管人になることとされていたが（旧民訴法八二二三条）、明文規定はないものの、それを被差押債務者が占有している場合でも、他の場合とは異なり、債務者はその保管人になりえないものと解されていた。⁽⁴⁸⁾

(4) 効果 刑罰の制裁のもとに、被差押動産の移転を禁止する効果を持つと解された。⁽⁴⁹⁾

(5) 強制執行への移行 債権者が、保全的に差押えた動産に対して強制執行しようとするときは、差押地の管轄裁判所に保全差押えを有効とする訴へ instance en validité を提起し、その認容判決を取得する必要があるたた（旧民訴法八二四条、司法組織法 R.11111条の二九第一項）。

[二] 航空機保全差押え la saisie conservatoire des aéronefs

(1) 定義 いの保全差押えは、とくに航空機に適用される他所者差押えの変形版ともいふべきものである。定義

期飛行 navigation aérienne に関する一九一四年五月二一日の法律（一五条～一八条）以来、債権者の権利を保全するため、外国籍のまたはその所有者が外国に居住する航空機を、保全的に固定する」とが認められてきた。現在は、一九一四年法に代わる「航空法規の法典化に関する一九五五年一月三〇日のデクネ」（一三条～一六条）によりもたらされた航空法 Code de l'aviation civile L.11111条の二、R.11111条の九（一九六七年一月三〇日デクネ11111号、11114号により修正）により規定されている。⁽⁵⁰⁾

(2) 手続 この保全差押えは、債権者のために、先に述べた外国籍のまたはその所有者が外国に居住する航空

機を、その着陸した地を管轄する小審裁判所裁判官の許可に基づき、当該航空機の所有者による債務の弁済または債権額に見合った保証金 cautionnement の提供（これがあれば、当然にその取消しが与えられる）があるまで、その場所に止め置くものである。（航空法 R.11111条の九第一項、二二項）。もともと、一九八七年六月一九日法律四二四号は、次のように規定して、いの差押えの可能性をかなり狭めるような改正を行つてゐる。すなわち、「国の業務 service d'État または公共交通機関 transports publics として用いられるフランスおよび外国の航空機は、その債権がその航空機の購入 acquisition または経営に関連する組立もしくは整備契約 contrats

de formation ou de maintenance liés à leur exploitation によりその所有者が負担する金額にかかるものである場合に限り、保全差押え命令の対象となる」とがである。」（航空法L-1111条の1）。

（四）保全担保

フランスでは、いわゆる不動産上への保全差押えなるのは存在しないが、この間隙を埋めるものとして登場したのが裁判上の保全抵当権 hypothèque judiciaire conservatoire（法文は「裁判上の抵当権の仮登記 inscription provisoire d'hypothèque judiciaire」〔一九五七年一月六日法律〕一五号により改正された旧法五四条一項）または「保全的になされる抵当権の登記 inscription d'hypothèque prise à titre conservatoire」〔旧法五十五条一項〕といふ言葉を使っていた）である。⁽⁵⁴⁾ いわゆる給付判決を得た債権者は、債務者の不動産上に裁判上の抵当権を設定することが認められていたが、そのためには長い訴訟を経なければならなかつた。一九五五年の旧法は、そのような不都合を避けるべく、わが国で言えば、不動産に対する仮差押えを認めた画期的な法律であつたと言ふより。なお、旧法は、同様の措置として、やはり保全的になされる営業財産上への質権の登記 inscription de nantissement (prise à titre conservatoire) sur fonds de commerce を創設した（同五三条）。

保全的になられる抵当権および質権の仮登記の効果は、一方で、担保の順位を確定し（同五三一条一項、同四五一条一項および四項参照）、他方で、保全差押えのそれと同様、その対象たる財産を処分不可能とする」とにあつた（新法九四条により廃止される前の、一九七一年七月五日法律六二六号により挿入された民法一〇九二一条の三第11項⁽⁵⁵⁾）。

これらの措置は、事件の性質（種類、訴額）に従つて、大審裁判所長、小審裁判所裁判官または商事裁判所長が担当することとなっていた（旧法五三条、五四条および一九七五年一月五日デクレ一1111号一八条により

改正された同五六条⁽⁵⁶⁾。

〔一〕 不動産上への抵当権の保全登記

(1) 仮登記 *inscription provisoire* 一般の保全差押えについて規定されたと同じ要件、すなわち緊急の場合でかつ債権の取立てが危殆にあるとみえる場合に、管轄裁判官は、その債権が大筋において理由があると思われるこ⁽⁵⁷⁾とを立証する債権者に対し、「例外的に à titre exceptionnel」その債務者の不動産上に（その日付けにおいて順位取得の効力がある）裁判上の抵当権の仮登記をすることを許可することと（申請に基づく命令）ができるものとされた（旧法五四条一項）。この登記は、命令の呈示および民法二二四八条（登記申請手続）に定める二通の明細書の寄託に基づいて行われた（同二項⁽⁵⁸⁾）。この命令は、債務者をして登記に気づかせ必要な場合にはその抹消等を請求しうるよう、抵当権保存所の管轄区域内での住所の選定と共に登記の日から一五日内に、債務者に通達されなければならないものとされた（同五十五条一項）。

(2) 終局登記 *inscription définitive*（補充登記 *inscription complémentaire*）仮登記に統いて、債権者は、命令において定められた期間内に（旧法五四条一項による同四八条二項の準用）、その債権を承認してもらつたための本案訴訟を提起する必要があつた。そして、その債権が認められれば、債権者は、その裁判が確定力 force de chose jugée を有するに至つた日から一ヶ月内に、仮登記に代わつて抵当権に付隨するすべての権利を溯及的に付与してもらつたための補充的な終局登記を行わなければならず（一九七五年一二月五日デクレ一一二二一號）一九条により改正された同五四条四項。これにより、債権者は、不動産差押えを実施し、その優先権行使することができるようになつた）、それが期間内になされない場合には、仮登記は、溯及的にその効力を失う」とされ、その抹消が当事者によりそれを許可した裁判官に申し立てられることが認められていた（同五項）。

逆に、債権が認定されない場合で、その本案判決においてその取消しが命じられない場合には、保全登記を許可した裁判官が、レフエレによりその抹消を言い渡すものとされていた（同五十五条二項）。

〔二〕 営業財産上への質権の保全登記

(1) 仮登記　〔一〕で述べたと同様の要件がある場合、すなわち緊急の場合でかつ債権の取立てが危殆にあるとみえる場合に、管轄裁判官（通常は商事裁判所長）は、その債権が大筋において理由があると思われるることを立証する債権者に対し、「例外的に」その債務者の営業財産⁽⁶⁾上に質権の仮登記をすることを許可することができます（旧法五十三条一項）。この登記は、無効の制裁のもとに、命令から一五日内に、その営業財産が運用されている地を管轄する商事裁判所書記課において、命令の謄本の交付および明細書二通の寄託に基づいて、行われなければならなかった（同二二項⁽⁶⁾）。この命令は、商事裁判所書記課の管轄区域内での住所の選定と共に登記の日から一五日内に、債務者に通達されなければならないものとされた（同五十五条一項）。

(2) 終局登記（補充登記）　抵当権の場合と同様の手続・要件のもとに、債権者は、確定力を有するに至った本案についての裁判の執行謄本 *grosse* に基づき、それが既判事項の権威 *autorité de la chose jugée* を有するに至った日から二ヶ月内に、終局登記（補充登記）を行わなければならず、これにより遡及的に仮登記に取つて代わることとされた（旧法五十三条二項）。この終局ないし補充登記により、債権者は、営業財産の強制競売を申し立て、質権に基づく優先権を行使できるようになつた。これに対して、この終局ないし補充登記が期間内になされない場合には、仮登記は、遡及的にその効力を失うこととされ、その抹消が当事者によりそれを許可した裁判官に申し立てられることが認められていた（同二二項）。

(12) 旧法下における保全措置に関する邦語文献については、注(1) 参照。

本章で主として参考にした仏語文献（一九五五年一月一一日法律の注釈論文などを除く）における保全措置に関する一般的解説書は、ついに列挙するとおりであるが、以下に本文での記述は、そのへんやむとくに⑦⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯の体系書（なお、いのうち、旧法のこわゆる保全措置とこう観点から保全担保についての説明も合わせてなされてしまふのは⑪のみであり、他はすべて保全差押との説明のみに止めているが、これは、フランスでは保全担保は執行法の問題となるよりはむしろ商法および抵当法の領域に属するとの考えによるものである）をベースに、その細部については最も詳しく述べて相対的に新しい⑫によつて補充、したるものであることをお断りしたい。

論点に關する文献は以下である。註(2)に眞に詳しき。

- ① P. RAYNAUD et G. MADRAY, Saisies et mesures conservatoires, *J. C. P.* 1956, I, 1320; ② C. GIVERDON, Commentaire, *D.* 1956, L., p.499 et s.; ③ A. WEILL et R. MAUS, Le nantissement judiciaire du fonds de commerce, *D.* 1956, Chronique, p.87 et s.; ④ C. GIVERDON, Saisies et mesures conservatoires au terme de deux années d'application, *D.* 1957, Chronique, p.209 et s.; ⑤ M. DONNIER, Réflexions sur l'hypothèque judiciaire conservatoire, *D.* 1961, Chronique, p.79 et s.; ⑥ E. RAU, J.-L. ROPERS, J.-F. RAYNAL, I. LESSOUS et J. EVENO, *Le président du tribunal de grande instance*, t. II, v° "Saisies et inscriptions conservatoires", 1965; ⑦ A. JOLY, *Procédure civile et voies d'exécution*, t. II, p.82 et s., 1969; ⑧ C. GIVERDON, *Juris-Classieurs pr. civ.*, t. VIII, v° "Mesures conservatoires," Fasc. I-VI, 1970; ⑨ P. CATALA et F. TERRE, *Procédure civile et voies d'exécution*, 2^e éd., p.490 et s., 1976; ⑩ R. PERROT, *Voies d'exécution*, p.223 et s., 1978; ⑪ A. JAUFFRET, *Manuel de procédure civile et voies d'exécution*, 13^e éd., p.212 et s., n° 378 et s., 1980; ⑫ G. LEGER, *Répertoire pr. civ.*, t. III, v° "Saisies et mesures conservatoires", 2^e éd., 1983; ⑬ J. VINCENT et J. PREVAULT, *Voies d'exécution et procédures de distribu-*

tion, 16^e éd., p. 96 et s., n° 111 et s., 1987; ⑩ J.-R. MIRBEAU-GAUVIN, Réflexions sur les mesures conservatoires, *D.* 1989, Chronique, p. 30 et s.; ⑪ G. COUCHEZ, *Voies d'exécution*, 2^e éd., p. 53 et s., n° 79 et s., 1989; ⑫ M. DONNIER, *Voies d'exécution et procédures de distribution*, 2^e éd., p. 91 et s., n° 195 et s., 1990 など。

(13) 以下で引用する「フランス旧民事訴訟法典の邦訳について」は、若林安雄「一八〇六年フランス民事訴訟法典（仮証）(1)～(四)」近大法学三〇巻三・四時七二頁～三七巻一号八五頁（一九八三年～一九九〇年）参照。

(14) ものの他の保全差押えとして、航空機の所有者の債権者に対するもの、それがフランスに着陸したときにその航空機を保全的に差押えないと認める航空機保全差押え la saisie conservatoire des aéronefs が、一九一四年五月三一日法律一七条により規定された（これはについては、本文後述〔11〕〔11〕 参照）。また、船舶 navire (民法五三一条参照) についても、海法に関する一九六七年一月三日の法律以来、それにに対する特別な保全差押えが存在する（一九六七年一〇月一七日デクレ九六七号「一九七一年一月一四日デクレ一六一号により改正」、三〇条参照）。なお、差止差押え（第三債務者に対する保全差押え）laisaisse-arrest (旧民訴法五五七条～五八二条) も、執行名義がいらなくとも理由から保全差押えの一種ないしはその段階を含む混合的な制度として説明される」ともあるが、保全差押えの一般的な要件である旧法四八条の「債権の取立てが危殆にある」ととて（このわゆる保全の必要性）が条文上必ずしも要求されていない」とから、判例は、それを保全差押えとはみておらず、また履行期到来の必要性とともに被保全債権の立証の程度につきかなりの確実を要求してこたるものもあり、本稿では一応、債権に対する執行差押えの特殊な形態と考へておこう（この問題については、M. DONNIER, Remarques sur une évolution juridico-prudentielle de la saisie arrêt dans sa phase conservatoire, *D.* 1971, Chronique, p. 205 et s. 参照）。また、フランスでは、これ以外に、取戻差押え（物件保全差押え）la saisie-revendication (旧民訴法八一六条～八三一条) も保全差押えの一種に挙げられるのが通常であるが、これは、わが国でもわゆる（有体動産たる）係争物に關

する仮処分に相当するものと思われる所以、本稿では論じない」とする。新法のむとにおけるその取扱いについて拙稿「フランスにおける民事保全」(中野貞一郎=原井龍一郎=鈴木正裕編『民事保全講座・第一巻 (基本理論と法比較)』所収)および前号(神戸学院法学二四巻一号)の〔参考〕参照。

(15) もつとも、アルザス・ローヌ地方においては、その地域のみに適用される地方民訴法九一七条に、一八七七年のディッシュ民訴法九一六条以下の物的仮差押えから直接影響を受けた規定が置かれていた(C. GIVERDON, *op.cit.* ②, p. 499)。

(16) リの法律は全部で一一条よりなるが、その第一条において、旧法四八条一五七条が新設されたのである。リの一九五五年法の起源なんどはその制定過程にてござば D. 1955, L. p.471, note 2; C. GIVERDON, *op.cit.* ②, p. 499-500; C. GIVERDON, *op.cit.* ⑧, Fasc. I, p.4, n° 2; P. RAYNAUD et G. MADRAY, *op.cit.* ①, n° 1-4 参照。

(17) 旧法四八条一項は、「債務者に属する動産 les meubles appartenant à son débiteur」を規定してゐた。しかし問題となつたのは、それが有体動産に限るかどうかであった。立法者は有形物のみを念頭に置いていたようであり、当初、学説もそのよつてな制限的解釈が支配的であり、下級審の裁判例も分れていたが、一九六一年四月一七日、破壊院が、債権に対する保全差押えの有効性を認めた判決 (Cass. com. 17 avr. 1961: D. 1961, jurispr. 644, note RAYNAUD; J.C.P.1961, éd. G., II, 12187, obs. J.A.) リの問題に一応の終止符が打たれた。

なお、例外として、一九七一年七月五日法律六一六号によつて、その対価の支払いのためのみではあるが、用途による不動産 immeuble par destination に対する差押えを認める規定が民法に導入された(民法一〇九二条の一第一項—新法九四条によつて廃止)が、これが保全差押えにも適用されるかについては学説の間でも見解が分れてゐたものである(松村千秋著『民法論』R. PERROT, *op.cit.* ⑩, p.231-232. 肯定するG. COUCHEZ, et F. TERRE, *op.cit.* ⑨, p.493; J. VINCENT et J. PREVAIL, *op.cit.* ⑬, p.105-106, n° 123; G. COUCHEZ,

op. cit. ⑯, p. 56, note 7; M. DONNIER, *op. cit.* ⑭, p. 104, n° 235; G. LEGIER, *op. cit.* ⑰, p. 9, n° 96)。

(18) なお、保全措置 *mesures conservatoires* へと訳す葉の用語法へとし、あれに保全差押へ *saisie conservatoire* と区別する意味で、営業財産に対する裁判上の質権と不動産に対する裁判上の抵当権の仮登記を総称する名称へと使用される場合もあるが、本稿では、通常の用語法に従じ、これらすべてを総称する名称として使用する。」とする。

(19) これ以外に、債権の履行期がすでに到来してくる *exigible* いとや金額が確定していふ *liquide* いとは必要でなく (民法) 一八〇条参照。ゆへん後者の場合には、裁判官がその保全命令において債権額の仮評価を行う必要がある (20) とかく〔旧法四八条(一項)参照〕、債権者もそれに必要な資料を申請書に添付しなければならなかつた〔M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 101, n° 227 et p. 111-112, n° 259-260〕。ゆゑろん、それが公署証書や執行名義において證記わざへる必要はない。ゆりから逆に、条文上それを否定する規定がないとから有力な反対説はあつたもので、多くの裁判例は、その現実の利用状況など必要性の有無が、執行名義などを有する債権者からの保全差押への利用を拒絶したものである (J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑯, p. 103, note 3 et 4; G. LEGIER, *op. cit.* ⑰, p. 4, n° 22 参照)。近時の判例の立場は、後述の保全抵当権に関する判例 (Cass. civ. 3^e, 20 fév. 1979; *Bull. civ.* III, n° 38; D. 1979, *jurisp.* 403, note E. FRANK; *J.C.P.* 1979, II, 19229, obs. H. T.; *Rev. trim. dr. civ.* 1979, 676, obs R. PERROT) を認機にそれを許容する方向にあつたものであつ (G. LEGIER, *op. cit.* ⑰, p. 3-4, n° 19 et 21; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 100, n° 226, note (13) (14) 参照)。なむ、「大は小を兼ね qui peut le plus peut le moins」の格言を引用し、また必ず事前の支払催告が要求されるべくハベの強制執行にはない保全措置の不意打ち機能を援用して、これを支持するゆえんで、M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 100, n° 225 参照。

なお、条文上の明文規定はないものの (ただし、その命令には保全措置が許される金額を記載しなければならないとする旧法四八条(一項)〔同五三条(一項)〔号も同じ〕〕は、それを前提とする規定と解しうる)、被保

全権利が、金銭債権などは金銭債権に変わつてゐるのであることは当然の前提と考へられてきたようである (J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑯, p. 102-103, n° 121; G. COUCHEZ, *op. cit.* ⑯, p. 55, n° 82, note 6; G. LEGIER, *op. cit.* ⑰, p. 4, n° 23 参照)。本稿が、フランスにおける保全差押えなし保全措置を、わが国の仮差押え類似の制度として紹介するものである。

(20) 申請に基づく命令 ordonnance sur requête については、拙稿「フランスにおける民事保全」前掲書および「フランスにおける仮処分」神院法学 111巻3・4号(18頁以下、参照)。

(21) りょううな構造は、保全措置とは云ふ防護権 droits de la défense を侵害するものとして、(後述の仮登記の許可に関連していざはあるが) 一時、下院で問題となれたりとがおいたりともいふ R. PERROT, *Rev. trim. dr. civ.* 1977, p. 383; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 94, n° 211 参照。

(22) フランス、ノーティック Bas-Rhin、オーヴェルニュ Moselle 県、スワーヴアルザス・ローヌ地方においては、地方民訴法九一九条により、事件の種類・訴額如何を問わず、その保全差押えが実施されるべき財産の所在地の小審裁判所が、それを命ずる管轄権限を有するものと解られてきた (M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 107, n° 246 参照)。

(23) なお、その他の裁判官、とくに農事貸借同数裁判所長については、旧法および農事貸借同数裁判所の管轄に関する一九五八年一二月二二日デクレー三九三号にそれに言及する規定がなかつたことから、たゞ被保全権利が農事貸借から生じたものであつても、保全差押えについては無管轄であると考えるのが一般であつたが、新民訴法八九七条二項が、農事貸借同数裁判所長に緊急措置を認めてくることや、商事裁判所長同様、その専門にかかる事項については特別裁判所長がよりよく判断できるいふなどを理由に、それに反対する学説・裁判例も有力であつた (M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 109, n° 251 参照)。

また、大審裁判所に訴訟が係属してくる場合、準備手続裁判官 le juge de la mise en état の保全措置を命じる

権限は、新民訴法七七一条四号により、明示的に排除されてしまう。

これに対して、訴訟が控訴審に係属してくる場合は、審級の利益を考慮して、一審の裁判官がその管轄権限を持つとの裁判例・学説も存するが (M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 110-111, n° 256 参照)、他の裁判例・学説は、新民訴法九五八条が控訴院長に緊急措置を命じる権限を与えてゐるが、おもび関連する手続の不都合な分散を避ける意味から、控訴院長に保全措置を命じる権限を認めてしまふ (G. LEGIER, *op. cit.* ⑰, n° 60; J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑯, p. 108, n° 125)。

(24) 旧法四八条四項は、「原本に依る執行文を付すべき」ものと規定している。一方しながら、判例は、原本に基づく命令の執行の要件では、執行文は不要であると解してゐた (Cass. civ. II, 15 juill. 1959: *J. C.P.* 59, éd. A, IV, 3476; *Gaz. Pal.* 1959, 2, 156; *D.* 1960, somm. 32; *Bull. civ.* II, p. 381; *Rev. trim. dr. civ.* 1960, p. 362, obs. RAYNAUD. なお、C. GIVERTON, *op. cit.* ⑧, Fasc. I, p. 12, n° 52; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 114, n° 270, note 82 参照)。

なお、保全担保に関する旧法五二一条一項（後述、本文（四）[1] (1) 参照）と異なり、法文は、保全差押えの執行につき特別な期間を予定してこなかつた。

(25) なお、旧法四八条は、保全差押えの対象たる具体的な財産が表示される」とを要求してこない。しかしながら、裁判官が、たとえば、差押えを受ける動産の存する場所を明らかにすべきとは最低限必要であると解されていた (G. LEGIER, *op. cit.* ⑯, p. 8, n° 67; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 114, n° 268 参照)。

(26) これゆゑ、かつて「ノーハンの留保条項」と呼ばれていた実務を法文化したものである。しかしながら、現在では、新民訴法四九六条一項により、「申請が認容された場合には、すべての利害関係人は、ノーハンの手続により、命令を言い渡した裁判官に異議を申し立てる」とができる。ひどく命令中にいじみつな留保条項を置くことはさせられないと云ふべきであるが、なお、やむを得ない実務が維持されてしまうものである (M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 113-

(114, n° 267 参照)。

なお、ノーフォンの具体的な手続については、拙稿「フランスにおける仮処分」(神院法学111巻11・四号11頁以下、参照)。

(27) なお、債務者は、後述する有効確認または本案の訴訟中いつでも、受訴裁判所に対し、重大かつ正当な理由を証明して、保全差押えの全部または一部の取消しを請求する」と認められた(旧法五〇条三項。なお、この五〇条の規定は、五五条二項により後述の保全担保にも準用される)。また、債権者による過度な保全差押えは、損害賠償の原因となりべる(Cass. com. 20 mai 1980, *J.C.P.* 1980, IV.p289)。

(28) なお、複数の債権者が共同でする場合は別として、同一財産上に同時にいくつもの差押えは認められないなかつたので(二重差押えの禁止—旧民訴法六一一条)、そのアナロジーとして、すでに先行する(保全)差押えがなされている場合には、第二の保全差押えを担当する執行吏は、最初に(保全)差押えを行つた債権者に告知すべき照査調書 *procès-verbal de récolement* を作成することとなつていた。この告知は、売却の売得金に対する異議としての効力をもつた(旧法五七条)。すなわち、この異議は、第一の債権者にいかなる優先権も付与しないとの立場から、第二の債権者に対し第一の債権者との競合を認めたものである。

また、誤ってなされた保全差押えの解除請求(わが国でいわゆる第三者異議の訴えに当たる)については、旧法に規定が置かれていたが、第三者は、当然にそれが自己に属する」とを主張して、その財産の返還を請求する」とができるものと解されていた(J. VINCENT et J. PREVAILT, *op. cit.* ⑬, p.119, n° 141; G. LEGIER, *op. cit.* ⑫, p.10, n° 98 参照)。

(29) いれに違反した債務者(または第三)者の行為は、無効 nullité ではなく、差押債権者に対抗できないもの *inopposabilité* と解られてくる(G. COUCHEZ, *op. cit.* ⑯, p.59, n° 88, note 14; G. LEGIER, *op. cit.* ⑫, p.16, n° 180; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.121, n° 290)。しかし、被差押財産が譲渡された場合に、買受人が悪意の場合

フランスにおける仮差押え（二）

合には、その返還を請求することができるが、善意のときは（民法二一七九条〔即時取得〕）、債権者は、被差押債務者および保管人に対してその責任を追及することができるだけである（J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.*⑬, p.113, n° 131; G. LEGIER, *loc. cit.*）。なお、すでに本文で触れた一九七五年一一月五日デクレにより新たに起草される以前の一九五五年法¹⁴の旧五六条（一九七二年一一月五日の法律により廃止）では、保全差押債権の送達前の確定日付のない無償譲渡は無効とされていた。従つて、そのような場合、保全差押債権者は、買受人が善意の場合でも返還請求権を有すると一般には解されていたものの、民法二一七九条を援用してこれに反対する有力説も存在した（A. JOUY, *op. cit.*⑦, p.86-87; G. COUCHEZ, *op. cit.*⑯, p.59, n° 88, note 14 参照）。

(30) これに対しても、保全差押えを有効とする訴えを排斥する判決は、保全差押取消しの効力をもつた（旧法五一一条二項末文）。

(31) A. JOUY, *op. cit.*⑦, p.88; J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.*⑬, p.115, n° 135, note 1; M. DONNIER, *op. cit.*⑯, p.125, n° 307 参照。

(32) むへゝも、建物付き土地の区分所有に関する一九六五年七月一〇日法律五五七号二一条は、不動産の区分所有者組合に民法二一〇二条一号の先取特権を与えており、その適用のための一九六七年三月一七日デクレ二二二号五八条〔新法により廃止〕により、動産質差押えは、この区分所有者組合がその区分所有者に対する債権（とくに、区分所有建物の管理費）の取立ての場合にまで拡張されていた。なお、この場合は、大審裁判所の管轄となる」とについては、J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.*⑬, p.131, n° 157 参照。

(33) なお、賃貸人は、その賃借人（転貸人）に対する賃料（小作料）債権のために、転借人が当該不動産に備え付けている動産に対しても動産質差押えをすることが認められていた。この場合、転借人は、自己の転貸人に対する債務の支払い（ただし前払いを除く）を証明して、その差押えの取消しを請求することができた（旧民訴法八一〇条）。これは、民法一七五三条により所有者のために認められた直接訴権 action directe の適用事例である（M.DONNIER,

op. cit. ⑯, p.142, n° 355).

(34) 貸貸人は、貸貸借から生じる賃料その他の債権については、民法上先取特権を有する、貸借人の債権者である（民法一一〇一二条一号一段、三段）。動産質 *gage* の觀念に基礎を置くの先取特権の実効性は、その対象となる財産が貸貸家屋内に置かれたままである（）、従つて貸借人が将来の強制執行を免れるためにそれを持ち出さない（）と（たとえば、密かに転居するなどの方法で）が前提となる。非常に古い起源を持つ（遠くはローマ法に遡るが、すでにパリ慣習法「一六」条～「一六二」条—POTHIER, *Traité de la procédure civile*, 4^e partie, chap. II, 1^e appendice, p.254 参照）およびオルレアンのそれ「四〇八条」に現われて（）た）動産質差押 *saisie-gagerie* が規定されたのは、そのような策謀を予防するためであった（旧民訴法八一九条～八二一条、八二四条、八二五条参照）。なお、民法二二〇二条が定める先取特権と旧民訴法八一九条の動産質差押との関係については、江藤介泰「フランスにおける仮差押え制度の一端」*フランス民事訴訟法研究*二三七頁～二三八頁参照）。なお、貸貸家屋内に備え置かれていた動産が持ち出された場合でも、それが未だ貸借人の占有下にある（たとえば、貸借人の所有家屋内に移された）場合には、その動産上に直接の差押えを認める見解がかつては支配的であったが（A. JOLY, *op. cit.* ⑦, p.92-93 参照）、近時の有力説は、条文上それがすでに第三者の占有下にある場合と区別する理由のない（）から（旧民訴法八一九条三項、民法一一〇二条一号末段参照）「先取戻差押 *la saisie-revendication* を行使して当該動産を貸貸家屋内に取り戻したうえでなければ、」の差押えを行使やむなしと解して（J. VINCENT et J. PREVAIL, *op. cit.* ⑬, p.128-129, n° 153; G. COUCHEZ, *op. cit.* ⑯, p.63-64, n° 98; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.145-146, n° 363, note (35) (36) 参照）。

(35) エヘンヌー 一度履行期到来済み債権のたぬにいの差押えがなされた場合は、その差押えの効力は、各期ごとに改めて回し差押えを繰り替えてなくなる（）、手続中に履行期の到来する賃料債権のたぬにも当然に及ぶ（）と解されて（た（Cass. civ. I, 14 avr. 1964, *Bull. civ. I*, n° 189, p.146; A. JOLY, *op. cit.* ⑦, p.92; G. COUCHEZ, *op.*

cit. (15), p.63, n° 97, note 25 参照)。然るに、判例によれば、貸借人が賃貸家屋内に備え付けてある動産を密かに搬出したるゝは、履行期末到来の賃料債権のためにも、その差押えが認められて居たものである (A. JOLY, op. cit.

(7), p.92; M. DONNIER, op. cit. (16), p.142, n° 354, note (18) なお、前注参照)。

(36) たゞ、の差押えの実施時に、その金額が確定してある liquide には必ずしも必要でない、裁判官が、申

請書における差押債権者の仮の評価に基いても、その命令中で仮決定すればよろしく解釈された (A. JOLY, op. cit.

(7), p.92; J. VINCENT et J. PREVAULT, op. cit. (13), p.128, n° 151; G. COUCHEZ, op. cit. (15), p.63, n° 97; M.

DONNIER, op. cit. (16), p.144, n° 358)。

(37) Cass. civ. III, 18 oct. 1978, Bull. civ. III, n° 318, p.245; J. VINCENT et J. PREVAULT, op. cit. (13), p. 128, n° 151. たゞ、 A. JAUFFRET, op. cit. (11), p.215, n° 386 は、緊急性を必要とする趣旨か。

(38) 同法組織法 (21) 条 (S) にて訴訟を専らする管轄裁判所が、田畠訴訟ハ一九条 (1) 項の法文 (大審裁判所職) によかかわらず、小審裁判官と解せられに至った立法的変遷 (1) によつて、 M. DONNIER, op. cit. (16), p.149-

150, n° 370-372, note (53) — (57); R. PERROT, op. cit. (10), p.245 参照)。なお、土地管轄 (1) では、被差押財産の所在地のやれどある (同法組織法 (21) 条 (C) 16)。

(39) A. JOLY, op. cit. (7), p.93, n° 380; P. CATALA et F. TERRE, op. cit. (9), p.498; G. COUCHEZ, op. cit. (15), p.64, n° 99; M. DONNIER, op. cit. (16), p.151, n° 374 参照)。

(40) ゆゑに、の強制執行への移行手続として、本案の管轄裁判所に本案の訴えを提起する」とを法律は禁止してゐることある説も有力に主張された (M. DONNIER, op. cit. (16), p.152, n° 378)。

(41) 「の他所者差押えは、やむは中世における「仮差押え都市 villes d'arrêt」の呼ばれるうちの都市の住民に認められた特権 privilege が、の存在してゐたものである。パリ管轄法 (17) 条において、「パリの住民 bourgeois は、他所者である forain の債務者のの町にある動産 meubles に対する、仮差押え arrêt を実施する

」とがである。」と規定していた（同様の規定は、オルレアン慣習法四四一条にもあつた）。この時代は、交通手段の不安定やその希少性から、この他所者差押えがとくに有用であった。ふつて、往々にして他所者である物売りがそのせいか、あるいは在庫商品をもつて都市に滞在するよつたな大市の盛んな時代には、重要な役割を果たしたいとは確かにあつた（R. PERROT, *op. cit.* ⑩, p. 246; J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p. 139, n° 160）。この辺りの詳細については、江藤・前掲書111九頁以下参照。

(42) A. JOUY, *op. cit.* ⑦, p. 94, n° 382; J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p. 139, n° 161; G. COUCHEZ, *op. cit.* ⑯, p. 65, n° 101; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p. 153, n° 381, note (71) 参照。ただし、移動手段の多様性や自動車旅行の発達により、その実際的な重要性は今まで失われてゐる認識を示す。R. PERROT, *op. cit.* ⑩, p. 246 参照。

(43) 判例によれば、パリに本社のある会社でも、その支社がリヨンにあればそいでの保全差押えを実施する「」とが認められていた。同様に、外国籍の債権者でも、フランスにおいての差押えを実施しようと望む場所に居所を有している場合には、他所者差押えが認められた」とは言つまでもない（J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p. 140, n° 164 参照）。

(44) この債務者を、旧民訴法八二一条は「他所者 *forain*」と呼んでいるが、語源的には、彼は「外の *en dehors*」（テラソ語の *foras* に由来する）者であり、従つてその町にとつて他所者 *étranger* であることを意味している。なお、判例によれば、債務者がフランスに居所を有している場合には、外国籍であるだけでは、必ずしもこの要件を満たすものではないが、この債務者がフランスに財産を残してその居所を放棄した場合には、他所者差押えが認められていた。もともと、フランスに居所を有している場合でも、その外国人の滞在が一時的な場合には（たとえば、家族と共にフランスに駐留する外国軍関係者など）、急な出発の可能性があるという理由からやはり他所者差押えが認められていた。また、問題となる場所に実際の事業所を持たない（たとえば、家具付きの家でも解約可能な

フランスにおける仮差押え (二)

又借りて（もとより有する）法人につては、自然人と同じ扱いがなれど、たゞあらね（J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.141, n° 164; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.155, note (75) (76) 参照）。
 (45) A. JOLY, *op. cit.* ⑦, p.94, n° 383; J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.141, n° 164 参照。たゞ、M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.155, n° 386 は、被保全権利の存在が確実なりとみるに要である。

(46) J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.141, n° 164 参照。

(47) A. JOLY, *op. cit.* ⑦, p.95, n° 384; R. PERROT, *op. cit.* ⑩, p.248. もう一つ J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.142, n° 165; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.157, n° 392, 同法組織法第111条の「九第一項参照」。

(48) J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.142, n° 165; M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.158, n° 394 参照。

(49) R. PERROT, *op. cit.* ⑩, p.248 (もとよりは p.246 では、処分禁止 indisponible である); J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.142, n° 165; G. COUCHEZ, *op. cit.* ⑮, p.65, n° 103 参照。

(50) もう一つ 前述の動産質差押えと同様、この強制執行への移行手続として、本案の管轄裁判所に本案の訴えを提起するか、法律は禁止してはならないから認め有力に主張された（M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.158-159, n° 397 et 398）。

(51) R. PERROT, *op. cit.* ⑩, p.249. 航空法第1111条の九第一項は、債権者に、それが着陸した地を管轄する裁判官の許可を得て、本文に記載した要件を満たす飛行機を保全的に差押えることを認めるものにより、他所者差押えの規定を移し換えたものである（J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.148, n° 184）。

(52) なお、航空法第1111条の丸は、旧法第8条に規定された保全差押えの要件の適用を除外してはならない（J. VINCENT et J. PREVAULT, *op. cit.* ⑬, p.149, n° 184, note 1; G. LEGIER, *op. cit.* ⑰, p.9, n° 95）。

(53) なお、いのうな本来の意味での保全差押えの他に、いの法文はまた、航空機が、フランスの地上に墜落または着陸した際に、それが損害の原因となりうる場合を考慮した非常に有用な保全措置をも設けている。すなわち、ある航空機が地上に墜落し、被害を出した場合、すべての利害関係人が、政府当局者、たとえばそのために場合によつては軍隊を要請する権限を有するその地の市長などの援助を得て、その地に赴いて損害賠償債権額の仮決定を行わなければならぬ小審裁判所裁判官に時間を与えるために、四八時間のあいだ、その場所に問題の航空機を止め置く」とができる規定も置かれていた（航空法R. 1-1111条の九第三項）。その後、必要があれば、保全差押えが命じられるいとになら（R. PERROT, *op. cit.* ⑩, p.249）。

(54) いれに関する紹介として、滝沢幸代「仮登記の対抗力（I）——フランス法からの考察——」成城法学二号二六頁（一九七九年）参照。

(55) いの处分不可能性の意味については、非譲渡性ではなく、差押債権者に対する対抗不能性を意味するものと解されることは（G. LEGIER, *op. cit.* ⑫, p.16, n° 189 et p.17, n° 201 et s. なお、前注（29）参照）。

(56) ふへり、商事裁判所長に裁判上の保全抵当権の許可権限を認められることは、M. DONNIER, *op. cit.* ⑯, p.107-108, n° 248, note 53 参照。

なお、土地管轄については、債権者は物的担保の取得を目的として訴訟的に考へて、當業財産または不動産所在地の裁判官の管轄に属するとの説が一般的であつたが（A. WEILL et R. MAUS, *op. cit.* ③, p.91）、他方で、旧法五三條および五四條に反対の明文規定がない以上、四八条一項の準用が拡張されるとの解する有力説も存在した（M. DONNIER, *Bilan des règles de compétence en matière d'autorisation et de conversion des mesures conservatoires liées au droit des voies d'exécution*, D. 1979, Chronique, p.67; G. LEGIER, *op. cit.* ⑫, p.7, n° 61 参照）。

(57) G. LEGIER, *op. cit.* ⑫, p.3, n° 12 et 13 によれば、債務者において重大な効果を与える保全担保は普通法の

限界を越えた措置であつて、立法者の意図として、保全差押えに比べて、その許可に際してはより厳しい態度を取るべき指示が裁判官になされているものとされ、判例もそのような立場であつたことを明らかにしている（なお、前注（21）参照）。

(58) 質権および抵当権の仮登記に関する旧法五三条および五四条が、その許可の要件として、それぞれ結局は同四八条を準用している意味に「*似て*」のよう解するものとして、M. DONNIER, *op. cit.*^⑤, p. 80; G. LEGIER, *op. cit.*^⑫, p. 2, n° 5 参照。

(59) 問題は、抵当権の仮登記が質権のそれのように一五日内になされなければならぬかといつてある。すなわち、旧法五四条による五三一条の準用を許可の条件のみにかかるとみると、登記それ自体の条件をも含むとみるかにあつた（G. LEGIER, *op. cit.*^⑫, p. 11-12, n° 126-128 参照）。

なお、抵当権の仮登記の有効期間に「*似て*」同五十四条一項は、「三年間」とし、民法一一五十四条の一（一九六七年九月二八日オルドナンス八三三九号二条により改正）に従つて更新することができる旨規定して、いた。

(60) なお、「担保不動産の価額が登記された金額よりも著しく高額であるときは、債務者は、これらの不動産が登記された金額の二倍の価額を有する旨を証明して、その登記を許可した裁判官により、仮登記の効果をその裁判官が指定する不動産に限定してもらつ」とも認められていた（旧法五四条七項）。

(61) 旧法五三条一項によれば、「それを特定するに足る十分な正確さをもつて」命令中に表示されなければならぬこととれていた。なお、保全抵当権に関する五四条にはそのような明文規定はなく、裁判例および学説は、申請に当たつての債権者の負担を考慮して、対象となる不動産の表示は、命令中には不要であると解していた（G. LEGIER, *op. cit.*^⑫, p. 8, n° 68 参照）。もつとも、登記申請書には、対象となる不動産の表示が必要であることはもちろんである（同条一項四号）。

(62) 旧法五三条四項は、とくに質権の仮登記に一九〇九年三月一七日法律一八条が準用される旨言したものと解せ

れ (G. LEGIER, *op. cit.*⑫, p 16, n° 184)、されによれば、やの登記は、1〇年間質権に由来する先取権を保持し、元本の11年分の利息を担保するふと解かれでいた (P. RAYNAUD et G. MADRAY, *op. cit.* ①, n° 52)。